14	38° 06′ 07.4893″	140° 32′ 26.9988″
15	38° 06′ 07.4549″	140° 32′ 28.3831″
16	38° 06′ 06.8816″	140° 32′ 30.7266″
17	38° 06′ 05.9011″	140° 32′ 31.7301″
18	38° 06′ 05.7271″	140° 32′ 32.0200″
19	38° 06′ 05.5234″	140° 32′ 32.7789″
20	38° 06′ 05.3536″	140° 32′ 34.1995″
21	38° 06′ 05.3962″	140° 32′ 36.7002″
22	38° 06′ 05.2072″	140° 32′ 37.6104″
23	38° 06′ 05.1501″	140° 32′ 38.2585″
24	38° 06′ 05.0397″	140° 32′ 38.6684″
25	38° 06′ 04.7040″	140° 32′ 39.4329″
26	38° 06′ 02.3189″	140° 32′ 44.5880″
27	38° 06′ 02.3557″	140° 32′ 44.9534″
28	38° 06′ 02.6208″	140° 32′ 45.3223″
29	38° 06′ 02.8029″	140° 32′ 45.3866″
30	38° 06′ 03.3954″	140° 32′ 45.4594″
31	38° 06′ 03.5215″	140° 32′ 45.2326″
32	38° 06′ 03.7758″	140° 32′ 45.2306″
33	38° 06′ 03.8690″	140° 32′ 45.3643″
34	38° 06′ 04.5416″	140° 32′ 45.2625″
35	38° 06′ 04.5862″	140° 32′ 45.6420″
36	38° 06′ 00.9706″	140° 32′ 45.8705″
37	38° 06′ 00.9095″	140° 32′ 46.0348″

○国土交通省告示第千三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北山近川

二　砂防法第二条の土地の表示

山口県光市上島田三丁目及び同市大字島田の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 59′ 12.3819″	131° 57′ 39.7001″
2	33° 59′ 11.4825″	131° 57′ 41.2395″
3	33° 59′ 10.2605″	131° 57′ 41.2180″
4	33° 59′ 10.1084″	131° 57′ 42.4726″
5	33° 59′ 10.4817″	131° 57′ 43.8516″
6	33° 59′ 10.2582″	131° 57′ 44.3185″
7	33° 59′ 08.1080″	131° 57′ 44.9256″
8	33° 59′ 07.8557″	131° 57′ 44.7515″
9	33° 59′ 07.9081″	131° 57′ 42.9153″
10	33° 59′ 08.2642″	131° 57′ 42.1715″
11	33° 59′ 09.4477″	131° 57′ 41.9016″
12	33° 59′ 09.7782″	131° 57′ 40.5689″
13	33° 59′ 10.6762″	131° 57′ 40.7160″
14	33° 59′ 11.5448″	131° 57′ 40.1316″
15	33° 59′ 12.1556″	131° 57′ 39.3548″

○国土交通省告示第千三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大木沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県伊那市高遠町長藤の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 50′ 47.7830″	138° 04′ 20.0327″
2	35° 50′ 47.6386″	138° 04′ 19.0523″
3	35° 50′ 46.6718″	138° 04′ 18.9132″
4	35° 50′ 46.4883″	138° 04′ 18.3595″
5	35° 50′ 46.8353″	138° 04′ 16.0066″
6	35° 50′ 47.2851″	138° 04′ 15.7781″
7	35° 50′ 48.3198″	138° 04′ 16.7405″
8	35° 50′ 49.0352″	138° 04′ 17.9591″
9	35° 50′ 48.3122″	138° 04′ 18.7818″
10	35° 50′ 47.9491″	138° 04′ 18.8982″
11	35° 50′ 48.0999″	138° 04′ 19.9346″

○観光庁告示第十三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、ＪＭＴＳ株式会社（登録研修機関第六十八号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和七年十二月一日

観光庁長官　村田　茂樹

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務

二　研修業務を廃止しようとする日　令和七年十一月二十四日

三　研修業務を廃止しようとする理由　今後の旅程管理研修業務の開催を見込んでいないため

○環境省告示第八十九号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二十九条の規定に基づき、「国民保養温泉地　ニセコ温泉郷」の地域を変更したので、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第二十条の規定により、変更後の当該地域を次のとおり公示する。

変更後の地域を表示した図面は、環境省、北海道庁、蘭越町役場及びニセコ町役場に備え付けて供覧する。

令和七年十二月一日

環境大臣　石原　宏高

名称　地域

北海道磯谷郡蘭越町の一部及び虻田郡ニセコ町の一部　国民保養温泉地　ニセコ温泉郷

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小嵐川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県飯田市南信濃八重河内の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を昭和六十三年建設省告示第千八百三十号及び平成二十八年国土交通省告示第千三百五十三号で指定した小嵐川に掲げる土地の境界に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 16′ 26.6080″	137° 54′ 52.6829″
2	35° 16′ 30.1709″	137° 54′ 53.7541″
3	35° 16′ 30.3476″	137° 54′ 54.7535″
4	35° 16′ 21.4647″	137° 54′ 54.9335″
5	35° 16′ 15.4978″	137° 54′ 50.0084″
6	35° 16′ 11.6951″	137° 54′ 49.1140″